

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	文化スポーツ課	長文ス第2号	長浜市スポーツ振興事業		長浜市内スポーツ施設ほか	長浜市スポーツ推進計画に基づき、スポーツを通じて市民の健康増進と競技レベルの向上を目的とした各種講座やイベント等を実施するもの
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	18,042,000円	長浜市宮司町1203番地 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団 理事長 江畑 仁資	従来から長浜市スポーツ協会や長浜市スポーツ少年団等の各種スポーツ団体の事務局を適正に担い、長年の実績により強い信頼関係を築いている。また、市陸上競技大会や市駅伝競走大会等の市主催スポーツイベントの実施や、あざいお市マラソン等の実行委員会事務局を適切に運営してきた実績とノウハウを有しており、スポーツ振興事業を効率的かつ円滑に実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	文化スポーツ課	長文ス第2号	びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会事務局		長浜市宮司町1203番地	びわ湖長浜ツーデーマーチの円滑な事業推進を図るため、主催者である同実行委員会の事務局を担うもの
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	6,046,000円	長浜市宮司町1203番地 びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会 委員長 江畑 仁資	従来から(公財)長浜文化スポーツ振興事業団が事務局を担っており、各種スポーツ団体の事務局運営に関する豊富な実務経験を有していることから、効果的かつ円滑な事業実施が期待できる。また、同様のノウハウを有する団体が市内に他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	文化スポーツ課	長文ス第2号	2026長浜市あざいお市マラソン実行委員会事務局		長浜市大依町15番地	長浜市あざいお市マラソンの円滑な事業推進を図るため、主催者である同実行委員会の事務局を担うもの
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	5,039,000円	長浜市大依町15番地 長浜市あざいお市マラソン実行委員会 会長 江畑 仁資	従来から(公財)長浜文化スポーツ振興事業団が事務局を担っており、各種スポーツ団体の事務局運営に関する豊富な実務経験を有していることから、効果的かつ円滑な事業実施が期待できる。また、同様のノウハウを有する団体が市内に他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	文化スポーツ課	長文ス第3号	びわ湖長浜ツーデーマーチ事業		豊公園（主会場）～湖北地域一帯	びわ湖長浜ツーデーマーチ事業の実施
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,816,000円	長浜市宮司町1203番地 びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会 委員長 江畑 仁資	従来から(公財)長浜文化スポーツ振興事業団が事務局を担っており、各種スポーツ団体の事務局運営に関する豊富な実務経験を有していることから、効果的かつ円滑な事業実施が期待できる。また、同様のノウハウを有する団体が市内に他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
5	文化スポーツ課	長文ス第 5 号	長浜市スポーツ協会事業		市・県内外のスポーツ施設	長浜市スポーツ協会に加盟する団体が実施する各種事業や部活動の地域移行に関する事業等の活動を支援するもの
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,535,000円	長浜市宮司町 1 2 0 3 番地 長浜市スポーツ協会 会長 長谷 武二	市内のスポーツ団体で構成される組織であり、豊富な指導ノウハウを有していることから、効率的かつ専門的な選手育成や、参加者の興味・関心に応じた多様なスポーツ事業を円滑に運営することができる。また、地域の様々なスポーツ事情に精通しており、地域のスポーツ振興に欠くことのできない団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	文化スポーツ課	長文ス第 6 号	2026長浜市あざいお市マラソン事業		長浜市大依町 1 5 番地ほか	2026長浜市あざいお市マラソンの実施
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	3,000,000円	長浜市大依町 1 5 番地 長浜市あざいお市マラソン実行委員会 会長 江畑 仁資	従来から(公財)長浜文化スポーツ振興事業団が事務局を担っており、各種スポーツ団体の事務局運営に関する豊富な実務経験を有していることから、効果的かつ円滑な事業実施が期待できる。また、同様のノウハウを有する団体が市内に他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	文化スポーツ課	長文ス第122号	令和8年度長浜市運動・スポーツ習慣化促進事業業務委託		長浜市八幡東町632番地ほか	健康運動教室の開催における支援全般
	令和8年5月28日 から 令和9年3月26日 まで	令和8年5月27日	8,239,000円	千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2 KOIL505 株式会社 つくばウェルネスリサーチ	本事業は令和 7 年度に構築した運動・栄養プログラム、データ管理システム及び運用体制を基盤として、今年度も継続して事業を実施するものであり、事業の継続性やデータ管理の一貫性、システムの互換性を確保するためには、初年度に構築したシステム及び運用ノウハウを継続して活用する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号